

2019年度 組重点プロジェクト推進助成金交付要項

1. 趣 旨 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進の一環として、組における重点プロジェクトの推進に資するため、各組が策定した実践目標の達成に向け活動を実施した組に対して助成金を交付するもの
2. 活動内容 各組の重点プロジェクトに基づく取り組み
 - ・各組で策定した実践目標の達成に向けた活動を企画、立案し、実施する
 - ・活動後、明らかになった課題や成果を確認し、次回以降の活動内容に反映する
 - ・各組での活動を原則とするが、2組・3組と合同で活動することもできる
3. 対象期間 2020年3月31日まで
4. 活動者 組内僧侶・寺族・門信徒や、これまで浄土真宗とご縁のなかった方
5. 助成金 1組あたり20,000円を交付する(1年度1回の交付)
但し、3組以上合同実施の場合は、60,000円を限度とする
6. 事務手続 (1)組における事務
 - ・活動後に教務所へ「実施報告書<様式③>」を提出する(合同実施の場合にも各組より提出)
※報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、2020年3月31日までに教務所へ提出する(2)教区における事務
 - ・組より提出の「実施報告書<様式③>」を精査し、月毎に取りまとめのうえ、所定の申請書式「助成金交付申請書<様式①>」・「実施報告一覧<様式②>」により、毎月、重点プロジェクト推進室に交付申請を行う
※3月取りまとめ分については、2020年4月3日(金・必着)までに申請する
 - ・教区からの交付申請に基づき、重点プロジェクト推進室より月毎に教区宛助成金を交付する
7. 備考
 - ・教区においては、「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会等で、本要項の周知及び活動内容の情報交換や連絡調整を行う
 - ・提出された「実施報告書」を重点プロジェクト推進室において分析し活動事例として集約のうえ、本願寺ホームページ等で発信する
 - ・各組において、活動事例を参考としながら、宗門全体の活動がより充実したものとなるよう進める
8. 添付書類 (3)「実施報告書」<様式③>【組用】

以 上